

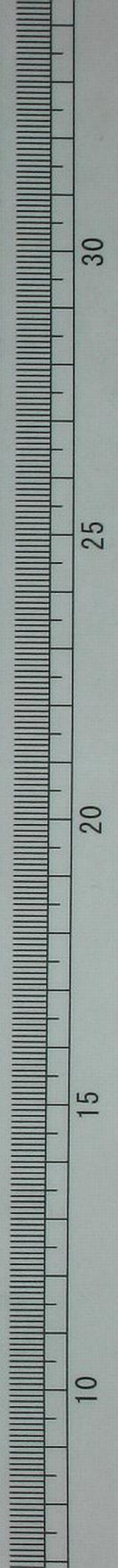


解圖

大嘗會優蒙

下

津田文庫
文庫 1
1872
2



早稲田大学  
圖書館藏書

大嘗會便蒙下

大嘗會當日次第

平明中臣奈大嘗宮殿及門

平明ひらあけの卯う刻ひらともひらのひら中なかつ臣み奈な大おほ嘗のみ宮みや殿の及ま門かど

げの職しやく之の今いま夜よは藤ふじの三位さんざい和わ忠ちゆう々々勅しやくあり

中なかつ臣み乃の也なり大おほ嘗のみ宮みや殿の及ま門かどと

是こゝに中なかつ臣み乃の也なり大おほ嘗のみ宮みや殿の及ま門かどと

中なかつ臣み乃の也なり大おほ嘗のみ宮みや殿の及ま門かどと

中なかつ臣み乃の也なり大おほ嘗のみ宮みや殿の及ま門かどと

中なかつ臣み乃の也なり大おほ嘗のみ宮みや殿の及ま門かどと

つた文庫

010190616555

大嘗會便蒙下

也中古まぐの毎年六月十二日は大倉の寺あり  
代に終るるべしなるべき又いふ昔の大倉の通  
るに相どりて寅日の夜に行き事と思ふ

兵庫寮立神楯戟於大倉宮南門東西各一枚

兵庫寮の武具をけりては官よりなる楯戟

はしつと夜に川越兵庫頭賢重とむを物じ昔の

五氏の人内物物と幸のくも 神楯ハ長さ三尺二寸あり廣

さ一尺二寸づりひの堅たるがゆくまゝにあり

所よりがりから裏の方より獲手あり表裏大

は黒あり也 昔の楯ハ一尺二寸あり廣く堅く南門の二枚あり  
四枚ありは世に畧せられて南門の二枚あり

神楯ハ柄の長さ七寸あり是あり銘よの合記を貼る

身よの銀箔を貼る銘よ下よはあり海乃記あり

いしよ末三つよはけて三つありてはあり尖り楯

は大倉宮の南門の外より東西より一竿げ地より

は 昔の楯ハ一尺二寸あり 楯ハ楯の外より一枚づり裏と外の方

へありてはありよとてありてはあり

次伴佐伯各一人分著南門左右外腰胡床

伴佐伯ハ氏の名昔よりありかくの如くの夫の

伴氏と佐伯氏と大つをてありすありて中古に

友氏より人多り今ハ友氏共よりありてあり

なるに代りて伴氏の人もあつては  
 伴氏代りの神事と志和重正伴伯氏代り  
 岩橋右友掌紀氏信らと勅ひ胡座の職を  
 くるゆい伴氏の胡座を南つの方のんらも在  
 西の伴伯氏の胡座を右の方のまきく東面を  
 西人共よりけり南へむけりて向ふまきく東面

次式部設大忌放位於南門外庭

式部ハ神祇をつくらむと友なりと云ふは放位を設  
 けらむと云ふは今彼の家忌式部少連を

引け勅使大忌と云ふ大齋之大嘗よりて放位を  
 諸日の間嚴密に祈戒すは小忌といひ大忌  
 一は祈戒と云ふ大忌といふ昔の法目百友に中  
 トよあつて神事にあげらる昔の小忌といふ外  
 ハ皆大忌なりといふハ品に悔現と云へて小  
 忌といふ何人大忌のまに何人か定めらる今般  
 大忌のまにハ醍醐大納言兼盛や清宗寺中細  
 言者定や西人か放位は服ハあま位は場不  
 是ハ朝廷より何れもな放位に於ては  
 列立する時摩多にあらむはおはする人のまに

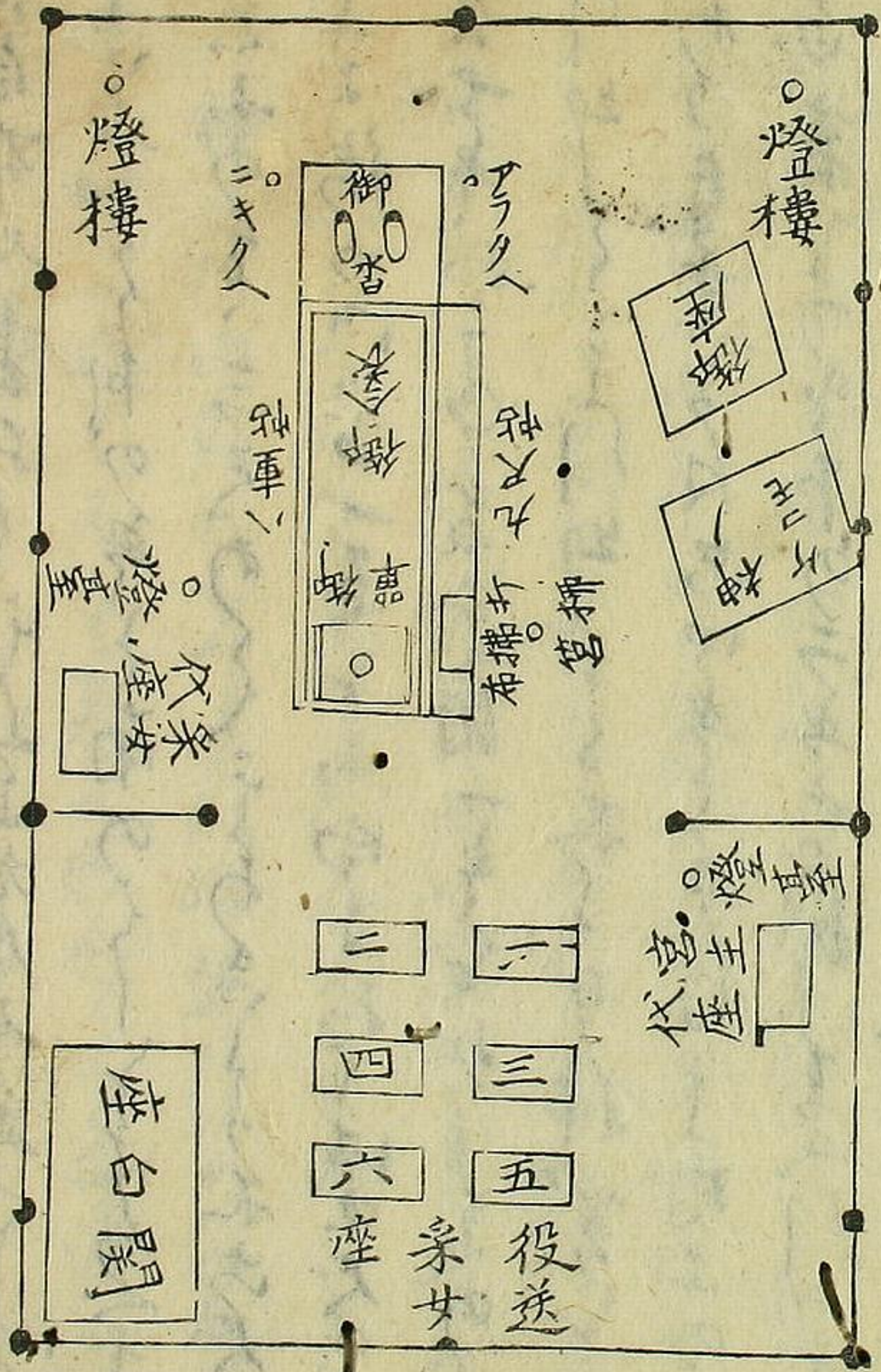


と勤む御座は二丈二尺の身九尺の身六尺の身  
 八尺の身等々御座は二丈二尺の身九尺の身六尺の身  
 二丈二尺の身九尺の身六尺の身

次掃部入殿月侍之

掃部御座を御座を設けらるる役の事と申侍  
 掃部御座は二丈二尺の身九尺の身六尺の身  
 八尺の身等々御座は二丈二尺の身九尺の身六尺の身  
 二丈二尺の身九尺の身六尺の身

大嘗宮内圖



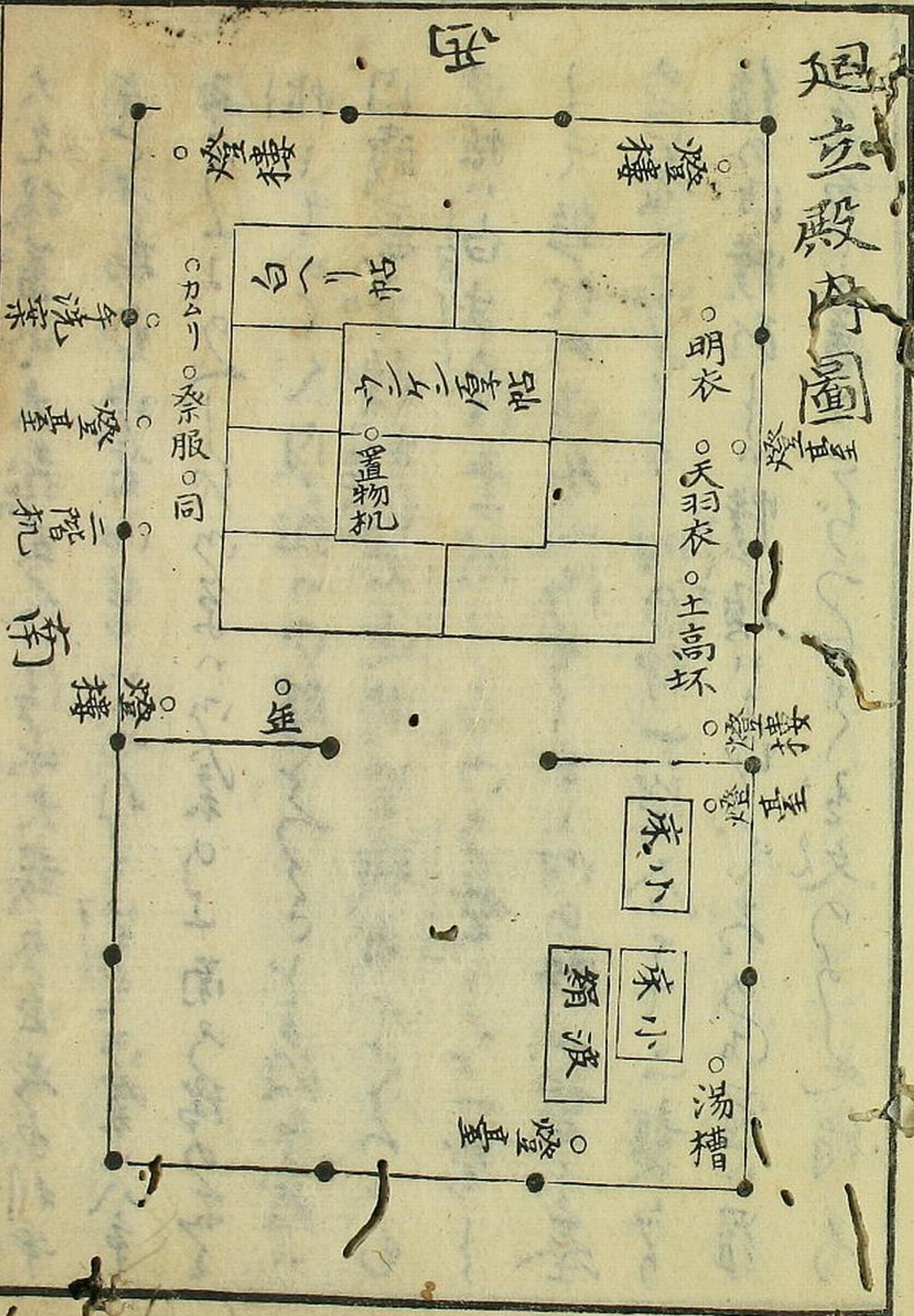
西



於悠紀殿内圖之率内藏官人奉置御服二襲緋御  
帷頭於迴立殿

中臣為日お仕するの者階三位和名御侍務大官日  
長矩其人といつまの大中臣氏をいふ也是初中臣  
し同く悠紀のゆゑあはゆる後之昔は初人の  
人多し存はたるゆゑもなれば氏の人とゆゑ  
代りて後多御代とてお仕する御侍務大官  
御帷儀宣傳はる友神能大祐紀者流も人  
なり後御の衣服まつるは後御の衣  
御帷儀のあらざるは後御の衣

迴立殿内圖





大乞禱蓄御大花の主人は清水大蔵の御孫也  
 其の上下のぐいし家のいし家の上南の席の  
 帖してかくく内庭のいし家のいし家のいし家の  
 内藏寮の年預か納右近將監職南をいし家の  
 いし家の白生のはま家と白いし家のいし家の  
 して悠紀のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 のいし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 宿のいし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の

いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の  
 いし家のいし家のいし家のいし家のいし家の

次神祇官一人率神服宿禰入奠  
 殿神座上同之 忌部二人入奠  
 同之 庶服案於同座上

給服庶服其のいし家のいし家のいし家の  
 其のいし家のいし家のいし家のいし家の

古より神代と織とを業とする家は今も此の  
 人々よりなる代々の人として受け守り今度の神代  
 古紙代ハ小野に討大元紀のうらぐさの事なるを勤む  
 殿ハ昔よりと訓とありぬる義とハ絹布の思  
 名もとてふするものなる絹の古より  
 産地ハありとて訓とありぬる義の義ありとて  
 絹の絹布の古より也 昔ハばありとてハ絹の絹布  
 け少はとてありとて各々の記がとて入見四角  
 服の業とてハ神代より神代より神代より  
 服の業とてハ神代より神代より神代より

上はハありとてハ神代より神代より神代より  
 分りおく絹服の業とてハ神代より神代より  
**次 神代官率** 尚服部等 於 總紀 服部 料 理 神代  
 内務ハ内務とてハ神代より神代より神代より  
 理守昔ハ内務の友ハ高橋氏ト安曇氏ト  
 氏トてハ神代より神代より神代より  
 なるりてハ神代より神代より神代より  
 乃日の人とてハ神代より神代より神代より  
 内務ハ濱島内務の事 膳部等 於 總紀 服部 料 理 神代  
 豊氏内務代ハ神代より神代より神代より

膳部の内膳を屬する職を依りて新印を  
撰定する所なりと記す神饌ハ非儀とす  
と向てく依りて物之に飯菜の以彌雲の以粥和  
布豆美鮑美鮮物四種干物四種あり

主殿寮以忌火設燈燔於兩院各二燈

之の寮の燈燭とすべし職ありて燈燭と  
談く今迄は正位とすハ小野の御座物小野  
之の女先職みでありて忌火ハ毎火とて別殿の  
火ありてありて新日火と續く大嘗會宮より  
之に忌火とすハ燈燭とすハ燈燭とすハ燈燭と

大嘗會宮の少佐御あり  
之の先燈燭とすハ燈燭とすハ燈燭と  
燈燭とすハ燈燭とすハ燈燭と  
此處とす是處と一院と二燈と三燈と  
之に四燈と燭合とすハ燈燭とすハ燈燭と  
燈燭とすハ燈燭とすハ燈燭と  
伴佐伯率門部設燈燭於南門外

伴佐伯ハ上より下へ胡麻とすハ燈燭と  
之部ハ東の府の下に屬してはつとすハ燈燭と  
火ハ大嘗會宮の南の處にありて一不とすハ燈燭と

作と佐伯と各役するあり又昔の御  
八人までいふと今二人まで

主殿寮借大志御湯

湯休の年々まゝの客の候へ大志の湯と大  
志の湯とをいふは母我をいふは  
御湯をいふは母我をいふは湯を  
大志の湯といふは母我をいふは湯を  
大志の湯といふは母我をいふは湯を

成刻御廻立殿

不整隊入御之後殊禁高聲  
御湯をいふは母我をいふは湯を

よん天子御神事よん是の衣之先  
年の衣をめして身をぬきては後に衣をぬきては  
御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
後に御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
と御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
めは高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
と御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
と御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
と御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の  
と御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の御衣は高倉初の

私に入御し... 鷹野腰連等... 仲朝は堀川中務権大輔... 兼佐親賢... 院師言小少路...

ト親筆矩各... 御書と符... 近侍の取将一人... 右中將通積... 貴雅朝臣... 關白候便所

當時の関白ハ一條兼香公... 依リテ... 中何事... 小忌乃乃... 大嘗殿...

小忌のまゝるゝのむの上の大臣。祓位のちよほ守金  
 波のあまのまゝるゝの大臣。大御のまゝるゝの連  
 中納言基禰のまゝるゝの宰相。中將宗長朝臣三人  
 へ座の上のまゝるゝの座の上のまゝるゝの東のまゝるゝの  
 板田の内殿より南より南より板田のまゝるゝの  
 神よりすむまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝの  
 座を後よりまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝの  
 として西向のまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝの

大臣一人著小忌就神角座東面

い大臣と相より大嘗定る波のまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝのまゝるゝの

小忌着用之躰

私小忌



諸司小忌



出納小忌



如形小忌



ともくしきとありの大臣いふと及の權  
 石火作通書出勅めりよ名小忌と小忌  
 しく白き晒布よ山藍より模粧と御の服  
 此とよみハ通書と見え守中古の信  
 小忌格司の小忌お納。小忌如形小忌  
 敷座ありありぞねむかハ船のおまを略  
 しく割ちて神とてしり獲りたりあり  
 大嘗れあの日出竹の人ハ大々小忌と名  
 此大竹の産る也多般の西南雲衣の  
 の南よありて小忌とて遠く海とて對陸

大嘗禮

十四

よすごりれ上よきとてを大行とて東向  
と云々

大忌の著座

南島座の外  
小角東上

大忌の著座のより大忌の取付のりよは守者の  
大忌の帷とて南の帷とたて大忌の人  
帷中の座よきとて自意を并今夜守り  
帷とて裏とて心て只とての上よきとて  
る但自意とて南の島座の外の少く東  
よきとて南の島座とて今夜は守り  
帷の正中の座よきとて自意を并今夜守り

醍醐大納言のむぐは守中納言のむぐは守

次主殿寮供小忌御湯

小忌御湯のより上の大忌御湯のりよ守り  
御湯とて殿の東れ戸より守り

有御湯殿事

是は且多敷の東の百竹着子ふよとて御湯  
とて守り人頭五位花人六位花人等奉

改着御系服



是はくは是くは白甘の御衣服すは所ら  
中宮より部の内能。友人と奉りて是より  
くふ二體の御服の内は是と云御せし  
常御衣御裳と改めしは御衣服一體  
と著御せしは御冠は御衣の御冠は御衣  
帳と御中より思ふは御衣の御衣は御衣  
下の中古の御衣は御衣の御衣は御衣  
中内言水層の御衣は御衣の御衣は御衣  
類像と云ふは御衣の御衣は御衣

次供御手水

膳膳ハ花人一人今御の御衣は御衣  
臣勅めらる後送ハ女位。花人二人は御衣  
寺右中辨題石葉室格。大中辨形要勅め  
采女申時と

此采女今役ハ高指采女正御衣直之と勅め  
別よと云ふは御衣の御衣は御衣  
女の采女は御衣の御衣は御衣  
すは御衣の御衣は御衣

出御



冊  
常  
便  
雜  
書

見んがらよ勝りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御

大臣率中臣忌部前行大臣在中央中臣在左忌部在右

此大臣はすのりしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御  
人た有る際りしとて世の中昔の宮内御

兼お著書とすじうなるがく一傳へきてるあり

御巫猿女

御巫の神をいつとて祭る女之昔大出巫生嶋法  
巫坐摩の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫  
法門の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫  
法門の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫  
法門の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫  
法門の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫  
法門の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫  
法門の法巫法門の法巫法門の法巫法門の法巫

大書要家卷六

廿八

新編 御成敗式目

天降りあふし時々なりて  
神もれおりのまはるき  
細もろがらふと夜は  
の女と結女と定む此  
の女と結女と定む此  
の女と結女と定む此

次 主殿官人二人執燭

そのまはるきまはる  
左もろら 燭をたの  
迎衛將取 劍璽候 左右

を染ハ 沙側を 翠園す  
故に 迎衛乃 以將是  
と夜ハ 猶も 左中將  
まわり 小舎を 大守將  
ああり

漸歩

宮内補の 友ゆる 殿  
右に 侍従 磔も  
の上と 中 右 侍 殿

大嘗饗 御成敗式目

御成敗式目

車持朝臣取<sup>て</sup>菅<sup>は</sup>蓋<sup>は</sup>奉<sup>り</sup>了<sup>る</sup>覆<sup>子</sup>部<sup>の</sup>宿<sup>禰</sup>笠<sup>取</sup>直<sup>す</sup>  
各一人取<sup>る</sup>蓋<sup>の</sup>綱<sup>と</sup>

車持の御方子部の中務等取の直の御方の子部  
此等の御方人より一対に役をあたると  
古例として今に御方の人より子部の人  
と代りて執めしむに御方の例必らず  
御人より代りて是に御方の御方  
石部人より御方より一対に役を  
あたるとして六位の御方より一対に役を  
あたるとして今に御方の御方

菅蓋ハ<sup>ま</sup>菱<sup>が</sup>子<sup>の</sup>作<sup>ら</sup>る<sup>は</sup>け<sup>に</sup>笠<sup>の</sup>別<sup>も</sup>也<sup>に</sup>  
柄あり<sup>は</sup>栞<sup>る</sup>末<sup>曲</sup>す<sup>か</sup>り<sup>る</sup>曲<sup>す</sup>は<sup>は</sup>  
下<sup>の</sup>鳳<sup>凰</sup>の<sup>如</sup>く<sup>し</sup>て<sup>尾</sup>乃<sup>長</sup>く<sup>し</sup>て<sup>多</sup>く<sup>を</sup>作<sup>り</sup>  
と<sup>は</sup>其<sup>鳥</sup>の<sup>喙</sup>と<sup>受</sup>め<sup>て</sup>紐<sup>を</sup>と<sup>け</sup>て<sup>紐</sup>の  
末<sup>の</sup>蓋<sup>の</sup>頂<sup>を</sup>あ<sup>ら</sup>環<sup>と</sup>して<sup>紐</sup>を<sup>と</sup>け<sup>て</sup>柄  
と<sup>柄</sup>と<sup>蓋</sup>と<sup>天子</sup>乃<sup>御</sup>上<sup>は</sup>り<sup>て</sup>御<sup>方</sup>の<sup>地</sup>  
仍<sup>て</sup>車<sup>持</sup>の<sup>御</sup>方<sup>ハ</sup>天子<sup>の</sup>御<sup>方</sup>又<sup>蓋</sup>乃<sup>御</sup>  
信<sup>ハ</sup>蓋<sup>の</sup>裏<sup>の</sup>中<sup>ハ</sup>も<sup>御</sup>方<sup>ハ</sup>も<sup>御</sup>方<sup>ハ</sup>も

大嘗饗祭卷下

一







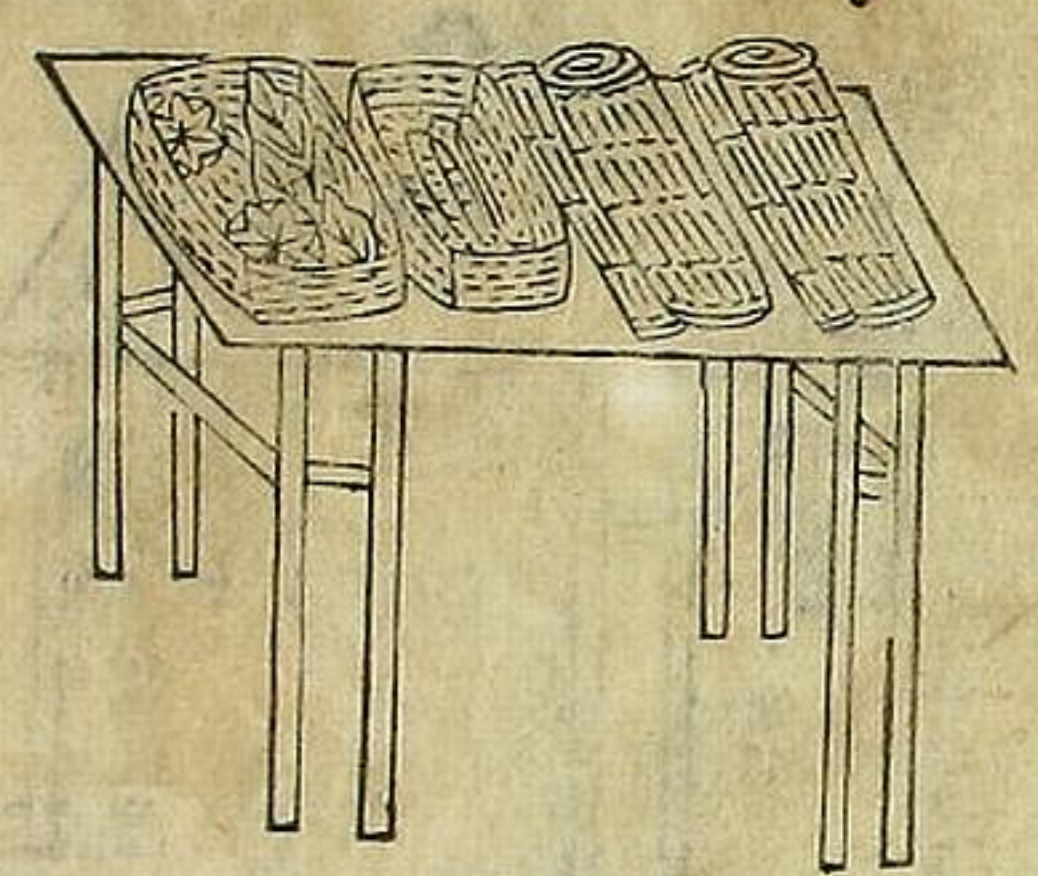


神饌物之圖

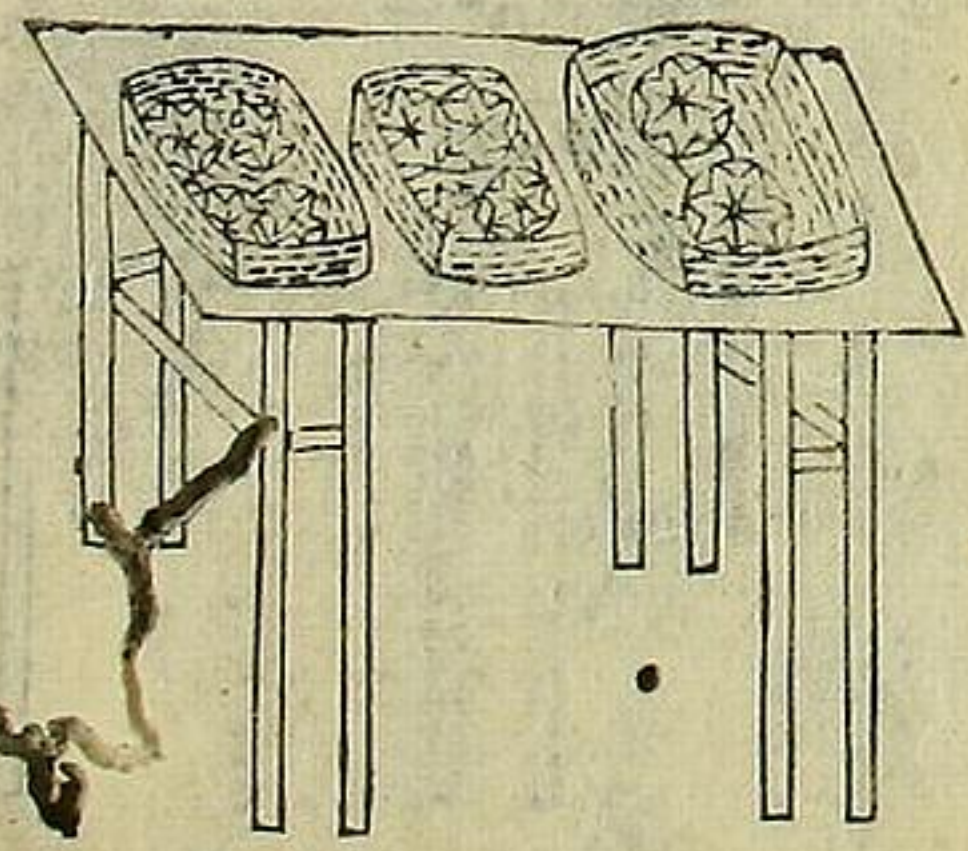
厨より新に作らるる神饌とてをさしつりある。其の  
 多量の田舎地より下は八脚の葉とたき  
 してへんまじりてさしつりある。其の  
 肉は焼くも之を必<sup>コノ</sup>焼<sup>カ</sup>遣<sup>カ</sup>炬<sup>カ</sup>とてさしつりある。  
 一ト初<sup>カ</sup>若<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>指<sup>カ</sup>安<sup>カ</sup>量<sup>カ</sup>の内<sup>カ</sup>膳<sup>カ</sup>同<sup>カ</sup>造<sup>カ</sup>酒<sup>カ</sup>同<sup>カ</sup>造<sup>カ</sup>  
 水<sup>カ</sup>同<sup>カ</sup>造<sup>カ</sup>是<sup>カ</sup>よ<sup>カ</sup>あ<sup>カ</sup>げ<sup>カ</sup>つ<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>を<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>次<sup>カ</sup>なる<sup>カ</sup>神  
 祕<sup>カ</sup>して<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>今<sup>カ</sup>の<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>  
 自<sup>カ</sup>説<sup>カ</sup>成<sup>カ</sup>は<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>ま<sup>カ</sup>ら<sup>カ</sup>る<sup>カ</sup>も<sup>カ</sup>  
 一<sup>カ</sup>刻<sup>カ</sup>撤<sup>カ</sup>之<sup>カ</sup>と<sup>カ</sup>

神饌物之圖

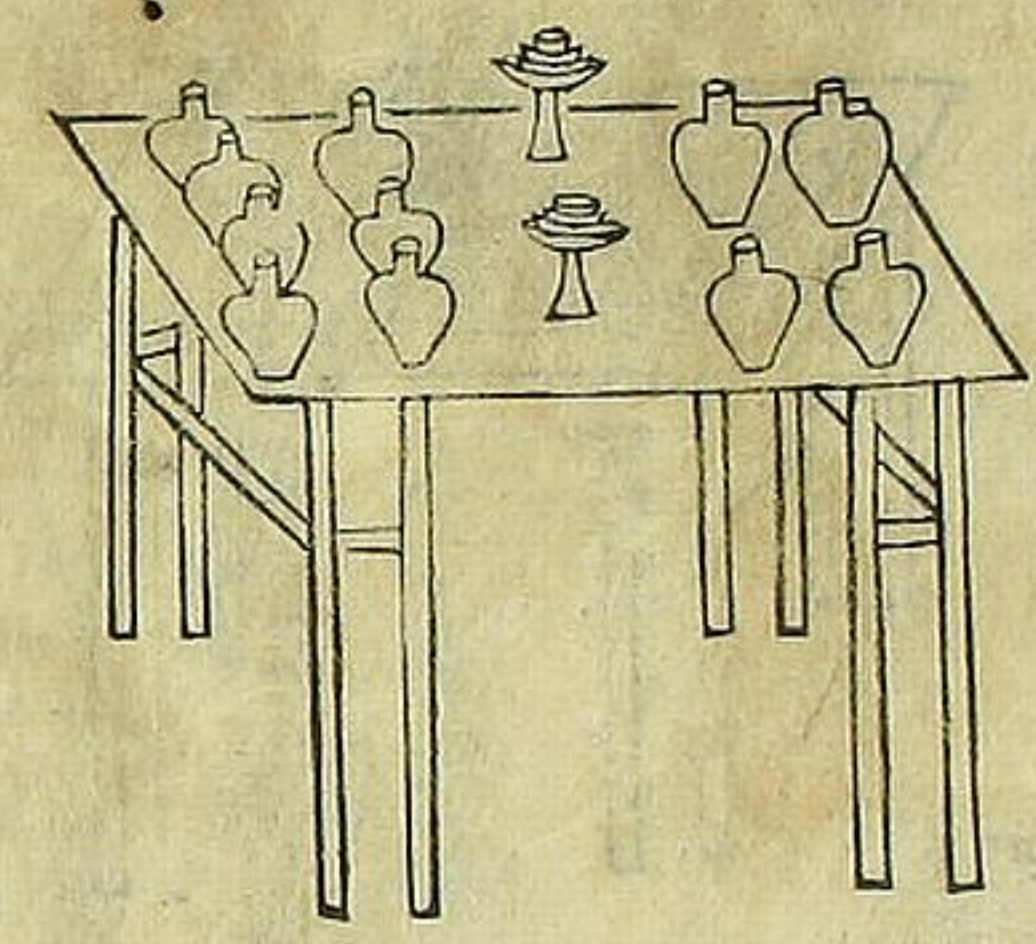
神ノケコモ  
 御ケコモ  
 御箸  
 枚手  
 本柏  
 筥



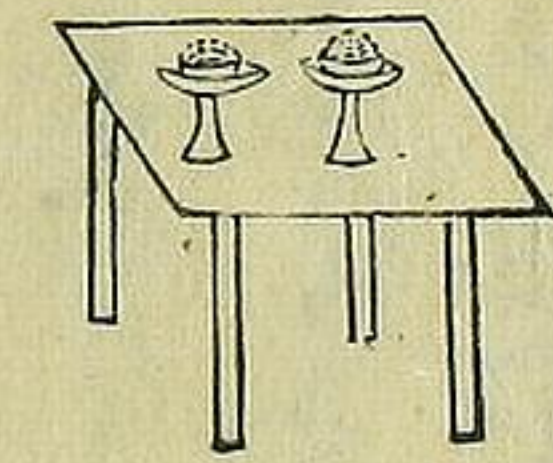
御飯二坏  
 鮮物四種  
 干物四種



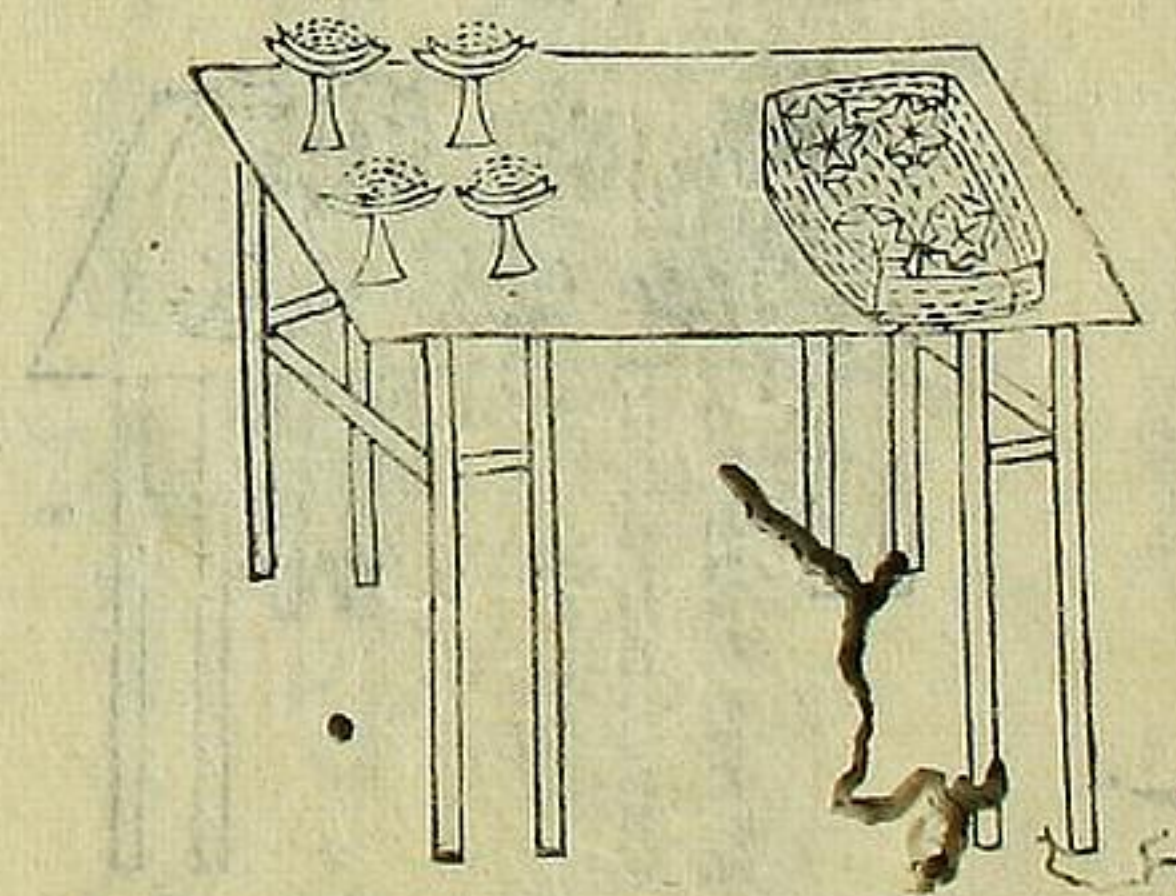
白酒 黒酒 御盃 白酒 黒酒



和布羹 蛇羹



菓子四種 米御粥 粟御粥



天子供 早うりあひて 御所の屏風乃内よ入  
休是よりいり刻よりいりて 擲りまふ

宮主采女等長其儀

宮主ハ今のまゝ吉田神祇のまゝ推少副のまゝ魚成是之  
勤むべきなりと今口よりあまの御粥  
をさし勤むは地下の人と力ぬがらぬは  
て吉田神祇推大副のまゝ魚雄々のまゝを代りて  
さし勤めらる采女ハ代りてさし勤む  
御粥を勤め外より一人内侍を以て代りて  
御所の内よりさし勤めらるる

系女も供りし所擲きし所共もあづかり給  
し也

次遷御廻立殿其儀如幼

御道すぢ初め乃々日のみよし以路次の旨  
おりの大長ひり此後の関白もて御所の  
時のぬしこころいひ遷御子の申すは  
及びえりらんのぬ成準しつた限なく  
まじり

子の刻神祇官率内膳膳部等遷主基膳屋  
料理神饌

悠紀の時

次主殿寮供御湯

是も亦小忌の御湯とす

御湯殿以下如悠紀の儀

御湯殿の御寮服とて改めまじり悠紀  
の如く也但御冠は改めぬとす此より水  
をけす膳膳も悠紀の時乃々御湯殿に御所  
も大申年と鳥居ん少御湯殿に御所  
系女時とす又悠紀の時

遷御主基の嘗殿

けりし、西より大鹿の友人二幅の布の多きを寄  
 く、但鳥立殿より大嘗會宮の水のちりねの御ま  
 へ、惣祀の所より西より小の鳥居をへて  
 けりし、神垣より鳥居の中央より西に  
 おく、又神垣より東に階と惣祀なるま  
 の端より中央より南におく、西より中央の  
 鳥居の前より西におく、又鳥居より西  
 基ぬる東にまんのく、中央より南に  
 おく、又南の鳥居より西に基ぬる南のま  
 の端より中央より西におく、又南階の中央

ありて、西より大鹿の友人二幅の布の多きを寄  
 けりし、神垣より鳥居の中央より西に  
 おく、又神垣より東に階と惣祀なるま  
 の端より中央より南におく、西より中央の  
 鳥居の前より西におく、又鳥居より西  
 基ぬる東にまんのく、中央より南に  
 おく、又南の鳥居より西に基ぬる南のま  
 の端より中央より西におく、又南階の中央

小忌群官各著座 大臣、南鳥居内、西迄、東面納  
 言、下、同、鳥居、外、西面、水、上  
 惣祀の所より西より小の鳥居をへて  
 けりし、神垣より鳥居の中央より西に  
 おく、又神垣より東に階と惣祀なるま  
 の端より中央より南におく、西より中央の  
 鳥居の前より西におく、又鳥居より西  
 基ぬる東にまんのく、中央より南に  
 おく、又南の鳥居より西に基ぬる南のま  
 の端より中央より西におく、又南階の中央

大忌公卿無移着之儀

是ハ小忌の人は對してりし昔ハ此旨め忌の人  
忌紀の帷の柱をさうて主基の帷の柱  
後リけ今ハ帷まじり小忌のさうは  
主基の柱は改め付く但大忌のさうは  
と改めつれゆ中昔ハ大忌の帷ハ忌紀  
主基別とさるるはさうしてさるる  
次大忌の公卿院庭中放位拍手

忌紀の時さうは但はなハ碓氷大細さの  
おとあり清和寺中御堂に東よ少くは  
つるさ又以前よ家門のさう忌紀の時さう

さうよゆさうハ忌紀の時さうして略さる  
寅一刻供御膳四刻撤之還御廻立殿

いつりハ忌紀の時さうしてさうハ忌御寅の  
中別りさるる

次采女進南戸有還申事

此采女の時さう采女も同く還申の旨にあ  
さ免もさうゆさあつたのさえたひさうは  
つらんまうつさうすさうさ

勅曰云云

云云ハくのみくとりんハ勅さうさうさ

御一玄多ク

采女祚唯退出

祚唯ハ卷ノ約ク

次著御帛御衣還御本殿伴佐伯閉南門

是より後より帛の衣より改めりし宮衣

取所より還御せし向て是より後御の言れ後

宮前の成刻の後注の時に自よりより

御知の別よりより

翌辰の日又徳紀の節令よりよりあり徳と大

嘗ては千一十年より新穀と先天神地徳より候

あひて次は天子の嘗てはよりより候と昨即の日に

神徳より候進ハ平りあり候と今即は天子新

穀よりより候と今即は天子新

今辰の日又徳紀の節令より候と徳紀より國司より物

より候と明日の日又徳紀の節令より候と明日の

より候と今日の日又徳紀の節令より候と今日の

より候と昨日の日又徳紀の節令より候と昨日の

より候と今日の日又徳紀の節令より候と今日の

より候と昨日の日又徳紀の節令より候と昨日の

より候と今日の日又徳紀の節令より候と今日の

か清あり昔は悠紀の帳を基の帳として帳と列し  
後々これと今に帳一つとして帳の思ひ  
悠紀の清原風をたて思ひて悠紀の帳と  
比を基の清原風をたて思ひて基の帳と  
しびるやうに御しして中臣賢本と捧げ意表  
殿前の位より就て天神の壽詞を奏し群臣  
も共々奏すやうあり又常々節舎の供膳  
の外は白黒の酒と付守白酒のりや  
すもろ酒を思ひ酒より常山の酒を入る  
酒と思はるやうに思はるは建武のけり

て今もつりて中臣の酒を思ひ酒の粉  
と振るるやうに思はるは酒のりや  
の後は悠紀の酒味とて雑を梅の枝とて  
密柑と梅栗とを混ぜて入る松の枝  
よつぎに酒を思ひ酒のりや  
とて酒の蜜柑の中は年頼要悠紀の國司  
よつぎに酒の中は年頼要悠紀の國司  
捧頭を奉りたりとも捧頭を奉りたりとも  
て捧頭は天子の捧銀とて作ら大長は夜大  
級言ハ山吹色議ハ梅いつても高論とて行

大正御業

威令をかくるは定昔より同くすべし  
 内年の行事群々の進退供膳の次第等以下  
 の節會は是よりなるなり  
 又主基の節會より主基の帳は出御あり  
 翌己日より先徳紀の節會あり天子位記の帳  
 主基の節會あり主基の帳は出御あり  
 昨日の造記の節會より同日但書詞の奏あり  
 白黒の古酒と供せざるを基あり鮮味は

鳥と楓の枝よりきたる鶉と萩の枝より  
 清胤主基の國司并膳部より持りて屋中  
 たりしは神樂の舞を伴ひて下りて神樂を  
 奏ししは昨日の徳紀の節會より同日此外は  
 羽立午日は豊明の節會より同日是は  
 嘗乃禮早りのりか群臣を遊宴し  
 後くくは嘗宸殿は高御座を飾りて天子



是は出御あり同年の行事群々の進退供  
 膳の次第等以下常の節會は是るものなり  
 一三獻の後には吉志舞と奏す昔は  
 大嘗會いちらふの間はありて乃ち常の所り今に名を  
 日四度の節會と各風俗を奏し是の節會  
 一國極奏と此吉志舞もはあり也但し舞  
 もははらへりしはさかへりて只俗人  
 大嘗會の儀式は是の節會にて是  
 乎は但十一月晦日と云は散斎と云は後祓と云は  
 大嘗會便蒙卷下終

元文四年己未十二月吉日

江都書林

新川彦九郎梓行

